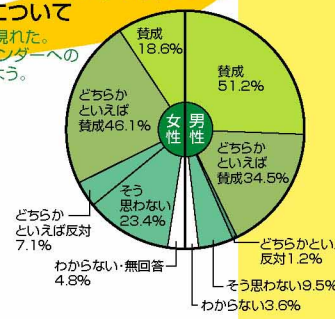


「男と女、どっちが得」 この質問は、問題ですか？

●「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という育て方について
男女で大きな差が現れた。女性の方が、※ジェンダーへの疑問を持っているよう。



男女共同参画社会って何？

「次は男に生まれたい？それとも女？」。子供のころ、こんな質問をよくしたものです。「男女共同参画社会基本法」が施行され、6年がたちました。男性も女性も個性と能力を発揮できる社会が実現できたら、この質問自体が無意味になっていることでしょうか。まずは、身近なところから問題点をなくしていくことが、実現への何よりの近道。日常生活の中に潜む「無意識の功罪」、あなたは気づいていますか？

家庭 FAMILY

壇上家の事情

父―あー疲れた。メシは？
母―今すぐ。ちょうど由希も塾から帰ってきたから。
父―またスーパーのお総菜か。



※ジェンダー…生まれつき備わったものではなく、「男らしさ、女らしさ」といわれる、社会や歴史、文化により作られた性差。ジェンダー意識を無くす努力も必要だが、まずは自分がどれくらいその概念にとらわれているかを自覚して、人と接することが大切。

母―私も働いているの。何なら自分で作ってよ。
父―えーっと、しょうゆはどこだ？ 皿はこれを出せばいいの？
母―もういいわ、あつち行って。よけい面倒になるから。
由希―私、やっぱり医者になりたい。
父―女の医者は大変だぞ。家の事や子どもの世話と両立できるかな。
由希―ダンナに手伝わせるもん。
父―男はそうそう家にかまっ

てられないんだ。
母―偉そうなこと言っても、男の人って家のことは何もできないのよ。
父―それに、女の先生は頼りない。
由希―えー、私は女の先生の方がやさしくていいと思うけど。

POINT ココが問題!!

家庭を守るのは母親、父親は外で働いて稼ぐもの―という先入観(固定的役割分担意識)が夫婦両方にあるようです。女性がもっと社会に出ようとしたとき、この考え方が邪魔になるケースは多いようです。

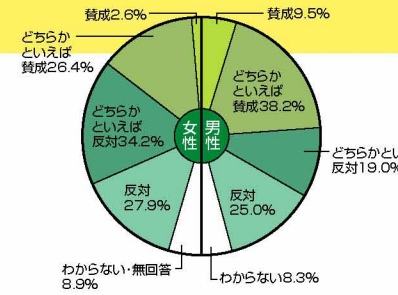
自分たちの考えを周囲に押し付けるのは避けたいことです。また、父親の家事参加を促す母親の言動も、食事や身の回りの世話など生きるのに必要な能力を身に付ける機会をなくします。逆に女性が男性の収入に頼りきってしまうと、万が一の場合に経済的基盤をなくすことになりません。職業での男女差は、なくなりつつあります。なお、女性の医師が頼りないと感じるのには、※ジェンダーによるもので、能力とは関係ありません。

職場 BUSINESS

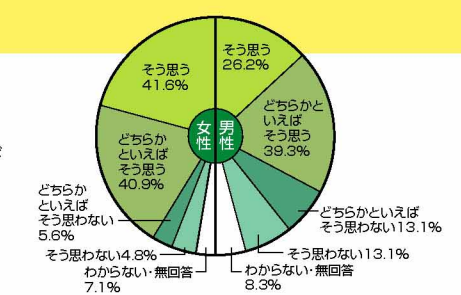
キョウドウ商事の現状

良枝―課長。子どもが熱を出したので、早退させていただきます。
課長―そうか、しょうがないなあ。後のことは、ちゃんとしておいて。
良枝―はい、すみません。リエちゃん、この書類夕方の会議までお願いします。
憲司―また、良枝さん早退？
リエ―子どもが熱出したんだ

●「男は仕事、女は家庭」をどう思う？
男女に認識の違いが、「わからない」と答えた人が男女とも8%強いことに注目。



●女性が働き続けるために障害があると思う？
女性の82.5%が働き続けることに障害を感じている。年代別データでは30歳代が最も高い。



POINT
ココが問題!!
看護休暇や育児休業を使うことを、嫌がる職場の雰囲気があるようです。これらの休みは、出産期や子どもが小さい時期に働く人達を、社会全体で支援して

いこうという制度。仕事を続ける能力と意欲があり、そのための努力をしている同僚をフォローする体制が求められます。
看護や育児のための休みは、父親も取得可能。母親だけのものと思いません。※「ワークライフバランス」を夫婦で話し合い、柔軟に対応していくべきでしょう。男性の家庭参加が進まない根底には、「女性は男性の補助」という考えがあります。これを

※ワークライフバランス…仕事と私生活を両方を充実したものにするため、状況に合わせてそのバランスを取るという考え方。1980年後半のアメリカでは優秀な人材ほどこれを重視し、より条件のよい所に転職する傾向があるため、企業は業績を上げるために社員の仕事と私生活両方の支援が必要という考えに基づく。

※ポジティブアクション…女性の立場をある程度引き上げるため特別に教育したり、管理職の登用を図ったりなど、制度上女性を優遇すること。逆差別ではなく、現在ある男性との格差をなくすための是正措置。「男の料理教室」なども、いわば男性に対するポジティブアクション。今後男女格差がなくなれば、必要なくなる。

Data Explanation



福井県民生協
ポジティブアクション推進室 次長
樫尾智恵子さん

(平成14年度ファミリーフレンドリー
企業表彰「ふくい労働局長賞」受賞)

男性が育児のために休みを取ることはまだ抵抗があるようで、当生協でも一時的にパートにかわった男性はいても(当生協では、正社員とパート、双方への転換が可能です)、育児休業取得者はまだ出ていません。もちろん普段から子どもの面倒を見ている男性も多いと思いますが、実際の生活はそれだけではなく、同時に家事もこなさなければならぬのです。この大変さは、まとまった休みを取って体験しないと理解しにくいこと。しかしそれ以上に、子育ては楽しくて素晴らしいものだと、多くの男性に知ってもらいたいのです。実際他の生協で取得された方からは「今しかできない貴重な体験ができた」という声が届いています。



地域 LOCAL

サンカク地区の常識

妻―今度の町内の会合、お父さんが出てね。
夫―ああ、明日か。お前出てくれよ。



妻―いやよ。女の人は誰も来んのよ。前に出たら、「決め事がある時は、旦那に出てもらわんと」って…。

夫―ここのことは俺よりお前の方が詳しいだろ。

妻―だからあなたも、出るとわかるよ。でも、何で女じゃだめなのかしら。

夫―お前、会議でそう言ってみるよ。

妻―そんなこと、言えない雰囲気よ。男の人だけで勝手に決めて、後は飲むだけ。面倒な裏方だけ全部私たち。

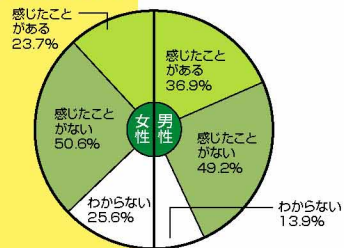
夫―そういういえば女性の議員さんはいるのに、役員さんはいないなあ。

POINT ココが問題!!

発言できない雰囲気や、裏方仕事の押しつけなど、女性を男性と同格にみなしていません。夫は、地域社会とのかわり方が足りないよ。妻も「おかし」と声に出す勇気を持ちたいものです。

地域にはジェンダーの考え方が根強く残っていることも多く、職場のように法令の規制も及ばないため、変えていくには難しい問題があります。赤ちゃんからお年よりまでさまざまな年齢、立場の人が、それぞれの状況で社会に関わっていくことが理想です。

●仕事以外の社会活動で、男女の役割分担がおかしいと感じたことはある?



男性自身も、いろいろな役割を担わなければならないことを重荷に感じているのかも…。

Data Explanation



福井県 男女参画・県民活動課 課長

宇野 真理子 さん

「十人十色」と言われるように、人は個性も考え方もさまざま。男女共同参画の根底にあるのは、この「人権の尊重」です。そのために、今まで縛りの多かった性別による固定的な役割分担意識を無くす努力が必要なのです。1人でも多くの人が気づき、行動することが問題解決の近道。その際一番必要なのは、他者に対する思いやりです。すべての人が力を発揮し責任も分かち合い、助け合える社会こそが、男女共同参画の目指す姿です。

Q&A

男女共同参画について、もっと詳しく知りたい、相談したいという方。身の回りに、こんな窓口があります。

1 県ではどのような取組みをしているの?

あらゆる世代の皆さんに男女共同参画を正しく理解していただくため、普及啓発を行っています。フォーラムの開催やキャンペーンの実施、パンフレットの作成をはじめ、ラジオでも男女共同参画の推進について呼びかけています。県民の皆さんに「ふくい男女共同参画推進員」として啓発活動に加わっていただく、海外の実情を調査するグループの派遣も行っています。

2 困った時の相談はどこにすればいいの?

下記の機関で受け付けています。例えば職場での賃金格差や仕事内容、家庭や町内会での男女の役割に関する事など、性別によって不利益だと感じたり、不平等であるといった相談をお受けしています。

◎県生活学習館(福井市下六条町14-1) TEL 0776-41-7111【相談専用】
◎県人権センター(福井市大手3-11-7県民会館5F) TEL 0776-29-2111

3 男女参画についてもっと知りたいのですが?

県生活学習館では、女性のスキルアップセミナーや男性の生き方講座、中学生・高校生を対象としたヤングセミナーなどを開催しています。お子様をお預かりするチャイルドルーム(協力費210円)もあり、安心して学習していただけます。また男女共同参画に関するビデオの貸出しもしていますのでお気軽にお問合せください。 ◎問合せ先/県生活学習館 TEL 0776-41-4200

お問い合わせ 福井県男女参画・県民活動課 〒910-8580 福井市大手3-17-1
TEL0776-20-0319 FAX0776-20-0632 E-mail danjoken@pref.fukui.lg.jp

※資料データは福井県が平成16年11月に調査した、「男女共同参画に関する意識調査」より

男性も女性も、お互いを思いやり尊重し合える男女共同社会を目指して…

6月は「男女共同参画月間」です

福井県では、6月を「男女共同参画月間」と定めています。

県民の皆さまに男女共同参画への理解と関心を深めていただくため、

県や各市町村ではこの期間に合わせ様々なイベントを開催します。ぜひご参加ください。

実施主体	イベント	日時	場所	問い合わせ先
福井県	ふくいきらめきフェスティバル2005	6月11日(土)～12日(日)	福井県生活学習館 (ユニー・アイふくい)	(財)ふくい女性財団 TEL.0776-41-4254
	男女共同参画普及キャンペーン ●パネル展示 ●クイズでヨーヨー釣り ●粗品プレゼント など	6月2日(木)～6日(月) 6月23日(木)～27日(月)	ショッピングシティベル (福井市) ポー・トン(敦賀市)	福井県男女参画・県民活動課 TEL.0776-20-0319
福井市	パネル展 ●条例紹介・ビデオ上映 など	6月23日(木)～29日(水)	福井市役所 市民ホール	福井市男女共同参画室・少子化対策センター TEL.0776-20-5353
武生市	Gカレッジ～学習編(全5回)～ ●対象:一般30名	6月下旬～7月下旬	武生市男女共同参画センターあんだんて	武生市男女共同参画センター TEL.0778-24-4446
鯖江市	パネル展示	6月20日(月)～30日(木)	夢みらい館・さばえ	鯖江市男女参画・市民活動課 TEL.0778-53-2214
春江町	パネル展	6月13日(月)～17日(金)	春江町役場1階町民ホール	春江町総務課 TEL.0776-51-1100
坂井町	田園マラソンでのPR活動	6月5日(日) 9:00～	坂井町勤労者グラウンド 駐車場	坂井町教育委員会 TEL.0776-66-1500
今立町	いまだて男女共同参画のつどい ●講演会「妻が僕を変えた日」 中央大学法学部教授 広岡 守穂氏	6月19日(日) 13:30～	今立町生涯学習センター	今立町住民課 TEL.0778-43-7811

男女共同参画シンボルマーク大募集!

福井県では、男女共同参画をイメージする親しみやすいシンボルマークを募集しています。

県が作成する男女共同参画のパンフレットなどに使用します。たくさんのご応募お待ちしております。

応募資格 どなたでもご応募いただけます。

応募締切 平成17年12月15日(木) ※当日消印有効

- 応募方法**
- A4版(21cm×29.7cm)の白色用紙に描き入れてください。
 - 用紙の地色を含め4色以内とし、グラデーション(ぼかし、濃淡)であらわしたものは不可とします。下部にデザインの説明を記入してください。
 - 住所、氏名、年齢、電話番号、職業(学校名)を記入し、封書による郵送または電子メールで、下記まで提出してください。
 - 1人何点でも応募できますが、用紙1枚につき1点とします。
 - 作品は自作・未発表のものに限ります。
 - 応募にかかる経費は応募者負担とします。

発表 平成18年1月下旬に応募者全員に文書で通知します。
※応募作品は返却しません。

表彰

- 最優秀賞 1点 賞状と副賞(5万円)
- 優秀賞 3点 賞状と副賞(1万円)

※受賞者が高校生以下の児童・生徒の場合は、相当額の図書カードとします。(平成18年3月に開催予定のフォーラムの席上で表彰式を行います。)

その他 採用作品の使用等に関する一切の権利は、県に帰属するものとします。なお、作品は使用用途により色、形状等を修正して使用することがあります。応募作品の著作権等にかかわる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任とさせていただきます。
※その他詳細につきましては、下記へお問い合わせください。



健康長寿な福井です。



福井県男女参画・県民活動課 〒910-8580 福井市大手3-17-1
TEL0776-20-0319 FAX0776-20-0632 E-mail danjoken@pref.fukui.lg.jp